破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１０２６号
さいたま市見沼区堀崎町360番地１　しろばらＣ―101
破産者　宮崎　大輔
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１６５９号
さいたま市浦和区北浦和１―18―10　グリンハイツ４Ａ、住民票上の住所さいたま市浦和区領家１丁目14番１号304
破産者　倉持　　馨
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４３０号
埼玉県桶川市神明１丁目１番19号、旧住所東京都板橋区小豆沢４丁目12番３号　フォンテーヌやはぎⅡ201
破産者　松浦　清二
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３８号
岩手県奥州市江刺区八日町１丁目６番32号
破産者　郡山　修一
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５８３号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅７棟401号
破産者　黒梅　美枝
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６２号
滋賀県甲賀市水口町北内貴1018番地５
破産者　倉田千鶴子
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４２号
岩手県北上市上野町１丁目12番42号
破産者　新沼　照美
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５号
山形市南栄町１丁目５番７号　南栄町ファミリア、前住所山形県北村山郡大石田町大字大石田甲659番地19
破産者　横山　律子
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１４１号
福島県郡山市虎丸町22番20号サンヴァーリオトラマル201号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市神明町10番２号
破産者　大髙善兵衛
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
福島県郡山市小原田５丁目20番19号　ファインビュー郡山210号
破産者　鈴木　義史
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第５９５号
埼玉県川口市芝中田２丁目37番４号　サンライズコーポ202号
破産者　中田　陽子
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４０号
金沢市東力１－４　ＭＴビル301　大西清美方、住民票上の住所石川県白山市湊町７号４番地１
破産者　森田麻由子
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６８号
神奈川県横浜市戸塚区深谷町55番地95、破産手続開始決定時の住所静岡県三島市松が丘11番地の９
破産者　田邊愛一朗
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２９３３号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字守宮池51番地の３
破産者　有吉　征司
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３号
愛知県津島市金柳町字北脇205番地　ニューコーポ金柳二番館711号
破産者　花木　　稔
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４９号
京都市山科区西野山百々町113番地の21
破産者　藤村　　哲
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１２５０号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘５丁目11番地の15
破産者　石井　　裕
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７９１２号
大阪府枚方市甲斐田東町30番９号
破産者　長井設備工業所こと　長井　征之
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部